



平成 23 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社キトー
代 表 者 名 代表取締役社長 鬼頭 芳雄
コード番号 6409 (東証 第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 専務執行役員 野村 博
経営管理本部長
TEL : 03-5371-7345

自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

平成 23 年 2 月 18 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

当社は、平成 23 年 1 月 20 日付当社プレスリリース「中期経営計画に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、グローバルな企業体制を確立し、世界の競合相手との競争に耐え得る企業の体質と規模を追求するため、次期 5 ヶ年（2011-2015 年度）の中期経営計画を策定いたしました。

同中期経営計画では、中国・インドを含めたアジア地域における今後数年間の市場成長が当社のグローバル成長にとって極めて貴重な機会であると捉え、自力成長と M&A を軸に、世界の主要市場及び今後の成長市場にキトーブランドをより一層浸透させ、同時に企業規模の拡大を目指してまいります。

今回の自己株式の処分による資金調達により、当社グループの財務安定化及び競争力強化に繋がるものと考えております。また、上記の中期経営計画を踏まえ、今回の自己株式の処分による調達資金は、生産戦略の一環である山梨本社工場のグローバルスキルセンター化に係る設備資金及び地域戦略の一環として実施したインドの中堅クレーンメーカーである Armsel MHE Pvt. Ltd. (以下、「Armsel 社」という。)の買収に係る借入金返済資金の一部等に充当する予定であります。なお、Armsel 社買収の詳細につきましては、平成 22 年 8 月 31 日付当社プレスリリース「インド・クレーン製造会社との株式譲渡契約に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は、自己株式の処分と同時に、株主分布状況の改善や株式流動性の向上のため、カーライル・グループによる当社株式の売出しを決議しております。なお、同グループは、当社普通株式の東京証券取引所への上場以来、当社主要株主として当社普通株式を保有していましたが、今回の株式の売出しにより、その保有する当社普通株式全株を売却いたします。

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

記

I. 自己株式の処分及び株式の売出し

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- | | | |
|--|---|--------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 5,717株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成23年2月28日（月）から平成23年3月3日（木）までの間のいずれかの日（以下、「処分価格等決定日」という。）に決定する。 | |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券キャピタル・マーケティング株式会社及び日興コーディアル証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 | |
| (4) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 | |
| (5) 申込期間 | 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。 | |
| (6) 払込期日 | 平成23年3月7日（月）から平成23年3月10日（木）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。 | |
| (7) 受渡期日 | 平成23年3月8日（火）から平成23年3月11日（金）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の6営業日後の日とする。 | |
| (8) 申込株数単位 | 1株 | |
| (9) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | | |

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|----------------|--|---------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 23,636株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | Carlyle Japan Partners, L.P. | 23,227株 |
| | CJP Co-Investment, L.P. | 409株 |
| (3) 売出価格 | 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」における処分価格（募集価格）と同一の金額とする。） | |
| (4) 売出方法 | 引受人に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」における払込金額と同一の金額とする。 | |
| (5) 申込期間 | 前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」における申込期間と同一とする。 | |
| (6) 受渡期日 | 前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」における受渡期日と同一とする。 | |
| (7) 申込株数単位 | 1株 | |

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 4,402 株
 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における需要状況を勘案した上で処分価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券キャピタル・マーケット株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」における処分価格（募集価格）と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券キャピタル・マーケット株式会社が、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における需要状況を勘案した上で、当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 4,402 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 申 込 期 日 平成 23 年 3 月 29 日（火）
- (4) 払 込 期 日 平成 23 年 3 月 30 日（水）
- (5) 割 当 先 大和証券キャピタル・マーケット株式会社
- (6) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (7) 上記（3）記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を取止める。
- (8) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集及び上記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、4,402株を上限として大和証券キャピタル・マーケット株式会社当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成23年2月18日（金）開催の取締役会において、大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする当社普通株式4,402株の第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）を平成23年3月30日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成23年3月25日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた全ての株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数がある限度で減少し、又は処分そのものが全く行われぬ場合があります。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	13,510株	(平成23年2月17日現在)
(2) 一般募集による処分株式数	5,717株	
(3) 一般募集後の自己株式数	7,793株	
(4) 第三者割当による処分株式数	4,402株	(注)
(5) 第三者割当後の自己株式数	3,391株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は、前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額合計上限926,000,000円について、672,000,000円を平成24年3月末までに設備資金に、150,000,000円を平成24年3月末までに平成22年9月に実施したインドの中堅クレーンメーカーであるArmsel社の買収に係る借入金の返済資金の一部にそれぞれ充当し、残額が発生する場合は平成24年3月末までに製品生産量増加に伴う在庫及び売掛金の増加に対応するための運転資金に充当する予定であります。

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

当社は、総合ホイストメーカーとしての品揃え及びクレーンシステムの拡充を進めるとともに、商品の需要地の構成に即したグローバル生産体制を確立し、製造原価の低減と利益率改善を実現するグローバルサプライチェーンを構築するため、山梨本社工場を各生産拠点の指導、スキル育成並びに新技術及び新製品の研究開発を担うグローバルスキルセンターとすることを目的として、山梨本社工場の整備、増強を進めるための設備計画を、平成 23 年 1 月に新たに策定いたしました。設備資金については、山梨本社工場における (A) 新製品の生産及び標準製品の生産能力拡大、(B) 生産効率の向上、(C) 維持更新投資に充当する予定であります。

具体的には、(A) については、新製品の量産化に伴う金型、加工設備、付帯設備に 194,000,000 円、標準製品のモデル追加に伴う金型、加工設備に 168,000,000 円、標準製品に組み込まれるチェーンの生産ラインの増設、及び標準製品の専用検査機の増設等による生産能力増強に 45,000,000 円、生産拠点のグローバル分散化に伴う金型、付帯設備に 16,000,000 円、外製工程の内製化に伴う専用検査機、金型、付帯設備に 30,000,000 円、合計 453,000,000 円を予定しております。(B) については、標準製品の加工費のコストダウンを目的とした加工設備、付帯設備、品質安定化を目的とした外注仕入先の変更に伴う金型に 66,000,000 円を予定しております。(C) については、老朽化設備の更新・修理等に 93,000,000 円、環境対応・省エネルギー化を目的とした設備更新に 60,000,000 円、合計 153,000,000 円を予定しております。

Armsel 社買収に係る借入金については、平成 22 年 9 月 30 日に 600,000,000 円を借入れ、平成 22 年 12 月 31 日現在の借入金残高は 570,000,000 円（1 年以内返済予定の長期借入金 120,000,000 円を含む。）になっております。調達資金による返済は、平成 23 年 3 月、6 月、9 月、12 月及び平成 24 年 3 月に各々 30,000,000 円を予定しております。

なお、当社の重要な設備の新設、除却等の計画については、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手 年月	完了予 定年月	完成後の増加能力
				総額	既支払額				
提出 会社	本社工場 (山梨県 中巨摩郡 昭和町)	日本	生産設備	453	—	自己資金及び 自己株式の処分資金	平成 23 年 2 月	平成 24 年 3 月	新製品の生産及 び標準製品の生 産能力拡大
			生産設備	66	—	自己資金及び 自己株式の処分資金	平成 23 年 2 月	平成 24 年 3 月	生産効率の向上
			維持更新投資	153	—	自己資金及び 自己株式の処分資金	平成 23 年 2 月	平成 24 年 3 月	(注) 1
合計			—	672	—	—	—	—	

(注) 1 完成後の増加能力については、設備の維持・更新を目的としているため、記載していません。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金は、当社グループの中長期的な成長を実現するための経営基盤の強化及び業績の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対し、会社の業績を勘案した適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるために内部留保資金の充実を図ることが重要であると考えております。この方針に従って、剰余金の配当は連結での配当性向 20%以上を目処として、連結業績や財務状況を総合的に勘案

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

の上決定し、配当水準の向上に努めてまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金を活用しながら財務体質の一層の強化と世界的視野に立った事業展開を推進し、引き続き業績の拡大に邁進する所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
1株当たり連結当期純利益	24,940.56円	8,807.08円	910.72円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	6,000.00円 (3,000.00円)	4,500.00円 (3,000.00円)	2,000.00円 (1,000.00円)
実績連結配当性向	24.1%	51.1%	219.6%
自己資本連結当期純利益率	20.9%	7.0%	0.8%
連結純資産配当率	5.0%	3.6%	1.6%

- (注) 1 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
 2 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
 3 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本（期首の新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計と期末の新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計の平均）で除した数値です。
 4 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を連結純資産（期首1株当たり連結純資産の部合計と期末の1株当たり連結純資産の部合計の平均）で除した数値です。
 5 平成20年3月期の1株当たり年間配当金6,000.00円は、記念配当（上場及び創立75周年）1,000.00円を含んでいます。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社が、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。なお、発行済株式総数(135,241株)に対する下記の新株式発行予定残数の比率は2.51%となる見込みです。

(平成22年12月31日現在)

決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成16年3月4日	1,252株	25,000円	12,500円	自平成18年3月10日 至平成26年2月28日
平成17年3月11日	624株	55,000円	27,500円	自平成18年3月11日 至平成26年3月10日
平成21年6月24日	600株	108,045円	54,023円	自平成23年6月25日 至平成31年6月24日

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

平成 21 年 6 月 24 日	115 株	108,045 円	54,023 円	自 平成 21 年 6 月 25 日 至 平成 26 年 6 月 24 日
平成 22 年 5 月 25 日	600 株	121,620 円	60,810 円	自 平成 24 年 5 月 26 日 至 平成 32 年 5 月 25 日
平成 22 年 9 月 28 日	200 株	89,093 円	44,547 円	自 平成 24 年 9 月 29 日 至 平成 32 年 9 月 28 日

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
始 値	326,000 円	164,000 円	73,800 円	116,200 円
高 値	388,000 円	224,000 円	128,000 円	120,900 円
安 値	150,000 円	66,900 円	73,500 円	71,000 円
終 値	161,000 円	73,600 円	116,000 円	102,300 円
株価収益率 (連結)	6.5 倍	8.4 倍	127.4 倍	一倍

(注) 1 当社は平成 19 年 8 月 9 日から株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しているため、平成 20 年 3 月期の株価は上場後 8 ヶ月間の株価であり、それ以前の株価はありません。

2 平成 23 年 3 月期の株価については、平成 23 年 2 月 17 日 (木) 現在で表示しております。

3 株価収益率 (連結) は、決算期末の株価 (終値) を当該決算期末の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社は、大和証券キャピタル・マーケット株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間 (以下、「ロックアップ期間」という。) について、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換できる証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された証券の発行等 (ただし、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し、本件第三者割当による自己株式の処分、株式分割による新株式発行及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。) を行わない旨合意しております。

なお、大和証券キャピタル・マーケット株式会社はその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 23 年 2 月 18 日開催の当社取締役会において決議した前記「I. 自己株式の処分及び株式の売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、Carlyle Japan Partners, L.P. は主要株主に該当しないこととなることが見込まれるものです。

2. 異動する株主の概要

- ① 名 称 Carlyle Japan Partners, L.P.
- ② 所 在 地 P.O. Box 265GT: Walker House, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands
- ③ 代表者の役職・氏名 CJP General Partner, L.P
- ④ 事 業 内 容 投資業
- ⑤ 資 本 の 額 なし

3. 異動前後における当該株主の所有株式数・議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

	所有株式数 (議決権の数)	総株主の議決権の数 に対する所有割合	大株主順位
異動前 (平成 23 年 2 月 18 日現在)	23,227 株 (23,227 個)	19.08%	第 2 位
異動後	－株 (－個)	－%	－

(注) 総株主の議決権の数に対する所有割合は、平成 22 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 135,241 株から、議決権を有しない株式数 13,510 株を控除した、総株主の議決権の数 121,731 個を基準として算出しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 自己株式の処分及び株式の売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出しにおける受渡期日（処分価格等決定日の 6 営業日後の日）。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。